

令和7年12月25日

### 小型船舶係留施設（野々浜港）使用料改定について（お知らせ）

小型船舶係留施設（野々浜港）の使用料については、玉野市港湾施設条例の改正により、令和8年4月1日から使用料を改定します。

利用者皆様におかれましては、何卒ご理解くださいますようお願いします。

#### 《小型船舶係留施設（野々浜港）使用料》

	単位	使用料	備 考
護 岸	1月	新 5,820 円 旧 5,640 円 (+180 円)	全長が 6 m以上 10 m未満又は、6 m未満であっても船室等を設けているもの
		新 3,940 円 旧 3,820 円 (+120 円)	全長が 6 m未満で船室等を設けていないもの
	1年	新 58,250 円 旧 56,450 円 (+1,800 円)	全長が 6 m以上 10 m未満又は、6 m未満であっても船室等を設けているもの
		新 39,560 円 旧 38,340 円 (+1220 円)	全長が 6 m未満で船室等を設けていないもの
浮桟橋	1月	新 7,890 円 旧 7,650 円 (+240 円)	全長が 6 m以上 10 m未満又は、6 m未満であっても船室等を設けているもの
		新 5,590 円 旧 5,420 円 (+170 円)	全長が 6 m未満で船室等を設けていないもの
	1年	新 79,150 円 旧 76,700 円 (+2,450 円)	全長が 6 m以上 10 m未満又は、6 m未満であっても船室等を設けているもの
		新 56,050 円 旧 54,320 円 (+1,730 円)	全長が 6 m未満で船室等を設けていないもの